単価契約書（案）

１．契　　約　　名　　燃料類単価契約（旭川地区）

２．契　約　金　額　等
　(1) 予定総契約金額　　￥
　　（うち消費税及び地方消費税額　￥　　）
　(2) 予定数量及び単価　　別紙「単価内訳書」のとおり

３．納　　入　　場　　所　　旭川市内の乙の給油所及び上川中部森林管理署

４．納　　入　　期　　限　　発注から７日以内

５．契　　約　　期　　間　　自　契約締結日
　　至　平成２９年　３月３１日

６．契　約　保　証　金　　免除する。

上記契約について、買受人　分任支出負担行為担当官　上川中部森林管理署長　浪岡　保男（以下「甲」という。）と、売渡人
（以下「乙」という。）との間において、次の条件により売買契約を締結し、その契約の成立を証するため本書２通を作成し、双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２８年　４月　　日

買受人（甲）　旭川市神楽３条５丁目３番１１号
分任支出負担行為担当官
上川中部森林管理署長　浪岡　保男

売渡人（乙）

別紙

単　価　内　訳　書

（旭川地区）

品　名	予定数量	単価（円）	金額（円）	備　考
揮発油（レギュラー）	8,000 ℓ			
軽油（課税）	2,200 ℓ			軽油引取税を含む
灯油（白灯油）	10,000 ℓ			配達を含む
合　計				

※ 単価及び予定金額の（　）書きは、消費税額（内数）とする。
※ 上記予定数量は見込み数量であり、最低保証するものではない。
灯油については、上川中部森林管理署で使用する燃料タンクへの配送給油とし、単価（金額）には配送に係る経費を含むものとする。

単価契約書（案）

１．契　　約　　名　　燃料類単価契約（上川地区）

２．契　約　金　額　等
　(1) 予定総契約金額　　￥
　　（うち消費税及び地方消費税額　￥　　）
　(2) 予定数量及び単価　　別紙「単価内訳書」のとおり

３．納　　入　　場　　所　　上川町内の乙の給油所及び上川地区森林事務所

４．納　　入　　期　　限　　発注から７日以内

５．契　　約　　期　　間　　自　契約締結日
　　至　平成２９年　３月３１日

６．契　約　保　証　金　　免除する。

上記契約について、買受人　分任支出負担行為担当官　上川中部森林管理署長　浪岡　保男（以下「甲」という。）と、売渡人
（以下「乙」という。）との間において、次の条件により売買契約を締結し、その契約の成立を証するため本書２通を作成し、双方記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２８年　４月　　日

買受人（甲）　旭川市神楽３条５丁目３番１１号
分任支出負担行為担当官
上川中部森林管理署長　浪岡　保男

売渡人（乙）

別紙

単　価　内　訳　書

（上川地区）

品　名	予定数量	単価（円）	金額（円）	備　考
揮発油（レギュラー）	7,600 ℓ			
軽油（課税）	400 ℓ			軽油引取税を含む
灯油（白灯油）	6,000 ℓ			配達を含む
合　計				

※ 単価及び予定金額の（　）書きは、消費税額（内数）とする。
※ 上記予定数量は見込み数量であり、最低保証するものではない。
灯油については、上川森林事務所で使用する燃料タンクへの配送給油とし、単価（金額）には配送に係る経費を含むものとする。

契　約　条　件

（総　　則）

第１条　　乙は、第４条に規定する注文書により、頭書の契約物品を、頭書の納入場所へ、頭書の納入期限内に納入し、甲はこれに対して代金を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　　この契約によって生ずる権利もしくは義務は、これを第三者に譲渡または承継せしめてはならない。

　ただし、あらかじめ書面により、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（一括委任または一括下請負の禁止）

第３条　　乙は、この契約の履行について納品の全部または大部分を一括して、第三者に委任しもしくは請負わせてはならない。

　ただし、あらかじめ書面により、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（注 文 書）

第４条　　スタンドにおいて給油、乙の発行する給油カードで注文する。

（変更及び中止）

第５条　　甲は、必要がある場合、注文書の内容を変更し、もしくは注文を一時中止し、または打切ることができる。

　ただし、数量は予定量であり、業務に関連して変動するものであるので、乙は予定数量の変更に伴い異議を申し立てないものとする。

２　　第一項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

　ただし、損害額は、甲、乙協議して定める。

（納入期限の延長）

第６条　　乙は、納入期限までに物件を納入することができないときは、その事由を詳記し、遅滞なく延期の申し出をし、甲の承認を得なければならない。

（検査及び引渡し）

第７条　　甲は、乙より物件の納入を受けたときは、その都度、甲または甲の命じた職員をして乙の立ち会いのうえ、給油伝票に基づき検査を行い、検査に合格したときをもって、物件の引渡しを完了したものとする。

２　　前項の検査において、乙が立ち会わず、欠席のまま、甲において検査を行うことがあっても、乙は、検査の結果に対し、異議を申し立てることはできないものとする。

（代金の支払）

第８条　　乙は、毎月末、第７条第１項の規定による検査に合格した数量に、契約単価を乗じて算出した適法な支払い請求書を、甲に提出し、甲は受理した日より、３０日以内に口座振り込みにより、支払うものとする。

２　　第９条第１項の規定による延滞金及び第１２条第１項の規定による違約金は、代金の支払額と相殺する。

（延 滞 金）

第９条　第６条により、甲が納期の延長を承認した場合、その事由が乙の責に帰することができないものと認めたものに対しては無償とし、その他の場合においては、乙は、甲に対して期限の翌日から起算して遅滞日数に応じ、第４条に定める注文書に記載された数量に頭書の契約単価を乗じた金額に対し、年利５パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

２　甲の責に帰する事由により、第８条第１項の規定による代金の支払が遅れた場合には、甲は、乙に対し、その遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定による遅延利息を、支払うものとする。

（甲の解除権）

第10条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、この契約の一部または全部を、解除することができるものとする。

①　この契約に関し、乙が不正行為をなしたとき。

②　乙が、第１１条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

③　前各号の外、正当な事由なく、契約上の義務を履行せず、または履行する見込みがないとき。

２　甲は、前項の規定により契約を解除した場合、これにより生ずる乙の損害は、一切保証しない。

３　第１項の規定により契約を解除した場合において、納入場所に納入された物品があるときは、甲は、第７条第１項の検査に合格したものについては、甲の所有とし、代金を支払うものとする。

（乙の解除権）

第11条　乙は、甲が次の各号の一に該当する事由があるときは、契約を解除することができるものとする。

①　甲が契約に違反したとき。

②　第５条に規定する注文の中止期間が契約期間の３分の２以上に達したとき。

（違 約 金）

第12条　第１０条第１項の規定により解除した場合、乙は予定金額（予定数量に契約単価を乗じた金額）の１００分の１０に相当する金額を違約金として、甲に納付しなければならない。

２　第１１条の規定により解除した場合、乙は甲に対し、損害の賠償を請求することができる。

その場合の損害賠償額は、甲、乙、協議のうえ定めるものとする。

（経済情勢等による変更）

第13条　契約期間中において、経済情勢に著しい変動があったときは、甲、乙、協議のうえ契約単価、その他この契約に定める条件を変更することができる。

２　乙は、前項に定める条件を変更しようとする場合は、書面により甲に申請することとし、甲が適正と認めた場合は変更契約書を交わすものとする。

（特約条項）

第14条　　この契約における特約条項は別紙１及び別紙２のとおりとする。

（契約外の事項）
第15条　　この契約書に定めない事項については、甲、乙、協議のうえ定めるものとする。

（紛争の解決）
第16条　　本契約について紛争を生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。
２　　前項の規定する第三者については、甲、乙、協議のうえ選定するものとする。

（別紙1）

談合等の不正行為に関する特約条項

（談合等の不正行為に係る解除）

第１条　甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第７条の２第１８項若しくは第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、この契約に関し、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第２条　乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第６６条第４項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第６６条第４項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

（３）公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の１００分の１０に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）前項第２号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。

（２）前項第４号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（３）乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分を損害につき賠償を請求することを妨げない。

（別紙2）

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、第１条の各号及び第２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

様式第５号(第４条)

入　　札　　書

平成２８年　３月　　日

分任支出負担行為担当官
　上川中部森林管理署長　浪岡　保男　殿

（入札者）　住　　所
　　商号又は名称
　　代 表 者 氏 名　　㊞

（代理人）　氏　　名　　㊞

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ただし、第１号物件「燃料類単価契約(旭川地区)」の代金内訳書は別紙のとおり

上記のとおり、入札心得、仕様書及び契約書(案)を承知の上、入札します。

（注意事項）
１　金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
２　用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
３　代理人による入札の場合は、入札者の㊞は不要とする。

別紙

入　札　内　訳　書

（旭川地区）

品　　名	予定数量	単　価	金　額	備　　考
揮発油（レギュラー）	8,000 ℓ	円	円	
軽　油（課税）	2,200 ℓ	円	円	軽油引取税を含む
灯　油（白灯油）	10,000 ℓ	円	円	配達を含む
合　　計		入札書金額	円	

※消費税及び地方消費税は含まない。

様式第５号(第４条)

入　　札　　書

平成２８年　３月　　日

分任支出負担行為担当官
　上川中部森林管理署長　浪岡　保男　殿

（入札者）　住　　所
　　商号又は名称
　　代 表 者 氏 名　　㊞

（代理人）　氏　　名　　㊞

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ただし、第２号物件「燃料類単価契約(上川地区)」の代金内訳書は別紙のとおり

上記のとおり、入札心得、仕様書及び契約書(案)を承知の上、入札します。

（注意事項）
１　金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
２　用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
３　代理人による入札の場合は、入札者の㊞は不要とする。

別紙

入　札　内　訳　書

（上川地区）

品　　名	予定数量	単　価	金　額	備　　考
揮発油（レギュラー）	7,600 ℓ	円	円	
軽　油（課税）	400 ℓ	円	円	軽油引取税を含む
灯　油（白灯油）	6,000 ℓ	円	円	配達を含む
合　　計		入札書金額	円	

※消費税及び地方消費税は含まない。

様式第６号(第４条)

委　　任　　状

使用印鑑
㊞

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

１　入札年月日　　平成２８年　３月　　日

２　件　　名　　第　号物件

３　入札に関する一切の件

平成２８年　３月　　日

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

登録印
㊞

分任支出負担行為担当官
　上川中部森林管理署長　浪岡　保男　殿